

**東近江市立平田コミュニティセンター等の指定管理者の指定  
につき議決を求めることについて**

東近江市立平田コミュニティセンター等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市立平田コミュニティセンター	滋賀県東近江市下羽田町 84 番地 5 平田地区まちづくり協議会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立市辺コミュニティセンター	滋賀県東近江市市辺町 2391 番地 市辺地区まちづくり協議会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立玉緒コミュニティセンター	滋賀県東近江市大森町 1030 番地 玉緒地区まちづくり協議会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立御園コミュニティセンター	滋賀県東近江市五智町 351 番地 2 御園地区まちづくり協議会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立建部コミュニティセンター	滋賀県東近江市建部日吉町 31 番地 建部地区まちづくり協議会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立中野コミュニティセンター	滋賀県東近江市中野町 781 番地 5 中野地区まちづくり協議会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立八日市コミュニティセンター	滋賀県東近江市八日市町 9 番 20 号 八日市地区まちづくり協議会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
東近江市立南部コミュニティセンター	滋賀県東近江市沖野二丁目 1 番 34 号 南部地区まちづくり協議会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

東近江市立永源寺コミュニティセンター	滋賀県東近江市山上町1316番地 永源寺地区まちづくり協議会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立五個荘コミュニティセンター	滋賀県東近江市五個荘小幡町318番地 五個荘地区まちづくり協議会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立愛東コミュニティセンター	滋賀県東近江市下中野町431番地 愛東地区まちづくり協議会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立湖東コミュニティセンター	滋賀県東近江市池庄町495番地 湖東地区まちづくり協議会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立能登川コミュニティセンター	滋賀県東近江市躰光寺町262番地 一般社団法人 能登川地区まちづくり協議会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
東近江市立蒲生コミュニティセンター	滋賀県東近江市市子川原町461番地1 蒲生地区まちづくり協議会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで